

公益財団法人横浜企業経営支援財団広告掲載要綱（試行）

制 定 平成 30 年 7 月 13 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）の有形又は無形の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めることにより、財団の新たな財源の確保及び経費の縮減をし、もって市内中小企業等の経営支援に係るサービスの向上及び市内経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体
印刷物、財団 WEB ページ、その他広告媒体として活用できる財団の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載
広告媒体に民間企業等の広告を掲載・掲出等することをいう。
- (3) 広告主
広告を掲載しようとする者（広告掲載後にあつては、広告を掲載した者。）をいう。

（広告の範囲）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) その他、広告として不相当であると認められるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、横浜市広告掲載基準を準用する。この場合において、横浜市広告掲載基準第 5 条第 1 項第 19 号中の「市税を滞納している事業者」とあるのは、「市税を滞納している事業者又は財団が管理運営する施設に入居する事業者であつて当該施設の使用料等を滞納している者」と読み替えることとする。

（広告掲載に係る募集方法等）

第 4 条 広告掲載の募集、選定方法、広告媒体の種類及び規格、広告の掲載位置及び掲載期間、広告掲載料等は、広告媒体ごとに別に定める。

（広告掲載の取消し）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、財団は広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載を行う広告が第 3 条第 1 項に定める基準に違反することとなった場合。
- (2) 広告主が広告掲載料を指定する期日までに納入しなかった場合。
- (3) 前号のほか広告掲載が適当でないと財団が特に認めた場合。

（広告主の責任等）

第 6 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告掲載に関し、損害を被ったという請求が第三者からなされた場合は、広告主の責任及び負担にて解決するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第 7 条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により掲載された広告を取り下げるときは、当該取下げを希望する日の2週間前までに、広告主は書面により、事務局長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(審査及び選定)

第8条 広告主の審査、選定及び広告掲載内容に関する審査については、この要綱に基づき、事務局長が行い、掲載の可否を判断することとする。

(審査機関)

第9条 広告媒体の掲載内容等に疑義が生じた場合の掲載の可否等に関する審査を行うため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は事務局長をもって充て、委員は別表に掲げる委員をもって構成する。
- 3 審査会は次の事項について検討を行うとともに、広告掲載の可否に関する審査を行い、その結果を理事長に報告することとする。
 - (1) 広告主の選定に関すること。
 - (2) 広告内容及びデザイン等に関すること。
 - (3) 前号の他広告掲載の疑義に関すること。

(会議)

第10条 審査会の会議は、掲載する広告等の可否に疑義が生じた場合において、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、在任委員の過半数の出席により開会し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 緊急でやむを得ない場合は、委員長は在任委員の書面による協議をもって審査会の会議に代えることができる。
- 5 審査会の事務局は、財団総務担当に置くこととする。

(裁判管轄)

第11条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、財団の所在地を管轄する裁判所に対し行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

別表（第8条）

職名	役職名
委員長	事務局長
委員	総務部長
委員	経営支援部長
委員	マネジャー（施設経営担当）
委員	マネジャー（経営支援担当）
委員	マネジャー（地域密着型支援担当）
委員	マネジャー（技術支援担当）
委員	マネジャー（国際ビジネス支援担当）